

パブリックコメントの結果

案件名	「第5次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」（案）
-----	-----------------------------

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	2 人
(2) 提出された意見の数	12 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	1 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	8 件
(3) 今後の参考とする意見	3 件
(4) 反映できない意見	0 件
(5) その他（質問含む）	0 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	市内には重症心身障害者の生活介護事業所が2カ所あるが、志太榛原圏域で重症心身障害者が通える生活介護施設は不足しており、切れ目のない支援ができない状況にあるので藤枝市にもう1箇所重症心身障害者の生活介護事業所ができるようお願いしたい。	「基本1-2在宅福祉サービスの充実」に記載したとおり、医療的ケア児の受け皿については、本市だけでなく、志太榛原圏域全体の課題であり、広域的な対応の中で、施設整備に対する情報交換を行い、障害福祉サービス事業所等に対し、新規開設又は定員増について検討するよう働きかけます。	既に盛り込み済み
2	重症心身障害児者のレスパイト事業も不足しており、特に動きのある重症心身障害児者の受け入れ先は全くない状態です。どのような状態の重症心身障害児者でも利用できるレスパイト事業を市としてお願いしたい。	「基本1-2在宅福祉サービスの充実」に記載したとおり、レスパイト及び本人支援の観点から、必要な施設と認識しているため、障害福祉サービス事業所及び医療機関に対し、新規開設又は定員増について検討するよう働きかけます。	既に盛り込み済み
3	「通所施設整備事業の推進」と「ショートステイ等のレスパイトサービスの充実」の事業は、藤枝市だけで解決できるものではなく、県や圏域と進めていかなければ、難しい課題と認識しています。「もう無いから仕方がない」と利用者が諦めない、希望が持てるような施策をお願いします。	「基本1-2在宅福祉サービスの充実」に記載したとおり、本市だけでなく、広域的な対応の中で、施設整備に対する情報交換を行い、医療的ケアが必要な人の受け入れを増やすため、障害福祉サービス事業所等に対し、新規開設又は定員増について検討するよう働きかけます。	既に盛り込み済み
4	入所施設の新設が難しい現在、手厚い介護が必要な重症児者がグループホームで親元から離れて暮らすことが理想です。医療的ケアがない重度の障害者を24時間介護するグループホームを運営しようとする法人への後押しをお願いします。そして将来は医療的ケアがあってもグループホームで暮らせるよう願っています。	「基本指針1-3居住支援の充実」及び「基本方針1-4地域で暮らし続けるための支援」に記載したとおり、第5期藤枝市障害福祉計画に基づいて、グループホームの整備を進めるとともに、重症心身障害児者を支援するグループホーム整備については、法人から施設整備に係る相談等があった場合、グループホームの利用状況等を把握したうえで支援を行います。	既に盛り込み済み

5	医療機関との連携はできていると感じますが、保健機関である保健センターとの連携はあまり感じません。難病でない重症児者が保健センターと繋がることで、災害時の医療支援対象者に加えていただきたいと思います。	「基本方針2-2保健・医療体制の充実」に記載したとおり、多様な障害特性への支援強化を図るため、保健・医療の関係機関や相談支援専門員との連携を強化します。 また、「基本方針6-4防犯・防災体制の充実」に記載したとおり、重症児者は、災害時要配慮者として支援のための台帳が整備されています。市では災害時の役割を分担する中で、保健センターは負傷者の救護を主とする業務を担当していることから、重症児者の医療支援体制につきましては、関係部署と連携しながら整備していきます。	既に盛り込み済み
6	入院時の付き添いは重度訪問介護を利用していないと対象者になりません。居宅介護を利用している重症児者に、条件付きで見知ったヘルパーさんに付き添ってもらえるよう検討をお願いします。	居宅介護を利用している障害のある人が入院した場合には、重度訪問介護を利用できませんが、障害の重度化により、長期入院へ切り替わる等、状況変化があった場合には、必要に応じて重度訪問介護サービスの利用を検討します。	今後の参考
7	こども病院などの専門病院にかかっていると、病気にばかり目が行って障害や地域生活になかなか目が向きません。「もっと早くに知っていれば」と思うことが沢山ありました。孤立しがちな保護者や家族の支援をよろしくをお願いします。	「基本方針2-2保健・医療体制の充実」に記載したとおり、難病患者への支援の充実を図るとともに、難病患者介護家族リフレッシュ事業において、訪問看護事業所との委託契約を積極的に行い、併せて、家族等への周知に努めます。 また、「基本方針2-3障害の早期発見・早期支援」に記載したとおり、家庭訪問や健診等で保護者と子どもの支援を行うほか、専門の医療や療育を必要とする児には、医療機関を含めた専門機関との連携を行い必要な支援につなげるなど、引き続き、児の発達・発育の状況や保護者の受容段階に合わせた相談支援を関係機関と連携して行います。	既に盛り込み済み
8	医療的ケアがあっても歩けたり、知的な障害がない子どもがいます。障害児でなく医療的ケアがある子ども達にも、福祉や医療の支援をお願いします。	「基本方針3-2子育て支援の充実」に記載したとおり、医療的ケアを必要とする障害のある児童を支援するため、保健・医療・障害児福祉・保育・教育等の関係機関が連携した協議の場を整備します。	既に盛り込み済み
9	外出が困難な重度障害児に居宅訪問で支援を行うことは素晴らしいと思いますが、集団での療育の機会も考えてください。集団に入ることで、子どもも保護者も大きく育ちます。	「基本方針3-2子育て支援の充実」に記載したとおり、重度心身障害のある児童への支援に取り組んでいきますが、現在の障害福祉サービス事業所等のサービス内容では、外出が困難な重度障害児への集団療育は、場所や人材確保の観点から、現実的に難しいと考えます。当面は、居宅訪問による個別のサービス提供により、障害児の成長を支援します。	今後の参考

10	<p>特別支援学校に通学していても、児童生徒の学区の小中学校に学籍を置き、学校行事や交流できる授業に参加することで、地域にいる障害児の存在を身近に感じてもらえます。顔見知りや近所の同年代にいれば、子ども会・町内会行事に参加しやすくなり、地域の防災訓練にも抵抗なく参加できると思います。また、成人式が中学校区で行われるため、中学校での交流はそのまま成人後の地域生活の支援につながると思います。</p>	<p>本市では、平成29年度に県のモデル地域として、特別支援学校の児童生徒が居住地の小中学校で交流や共同学習に取り組みやすくするため、双方に学籍を持つ「交流籍」を推進しており、今後も引き続き、地域の子どもが地域で共に学ぶ環境づくりや意識の醸成を図ってまいります。このことについて、「基本方針5-1地域福祉の推進」について、説明文を修正しました。</p>	反映
11	<p>福祉避難所が開設されるまで数日間は地域の避難所で過ごすこととなります。自宅避難が難しい障害者がいることを前提とした避難所運営訓練をお願いします。また、自宅避難の障害者にも支援が届く仕組みを考えてください。</p>	<p>「基本方針6-4 防犯・防災体制の充実」に記載したとおり、自主防災会の防災計画や避難生活計画書における要配慮者対策の更なる強化・充実を進めるとともに、障害のある人の防災訓練参加や、避難所での生活について意見交換する場を設け、必要な支援を検討していきます。</p>	既に盛り込み済み
12	<p>医療的ケアが必要な重症児者が、自宅や避難所で避難生活を続けることは命にかかわります。家族が望めば介護者付きで被災地以外へ疎開避難できるよう考えてください。県外医療機関福祉施設と平時から受け入れ態勢がとれるよう協議してください。（原発事故で避難指示が出た避難先の医療福祉の受け入れも）</p>	<p>「基本方針6-4 防犯・防災体制の充実」に記載したとおり、災害時の重症児者等への支援の充実を図っていきませんが、県外医療機関福祉施設との受け入れ態勢を整えるために関係部署間で情報を共有しながら、今後検討していきます。</p>	今後の参考